

特殊疾患療養病棟入院料に関する措置(1)

- 平成18年6月30日時点で特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟については、同時点で当該病棟に入院している患者であって、神経難病等(*)に該当する者については、平成20年3月31日までの間、**医療区分3に該当するとみなす。**
- 平成18年6月30日時点で特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟については、同時点で当該病棟に入院している患者であって、神経難病等(*)に該当する者については、平成20年3月31日までの間、**医療区分1に該当する者を医療区分2に該当するとみなす。**
- これらの措置は、**同一施設内の他の療養病棟に転棟した場合及び一般病棟への転棟・転院後28日以内に、療養病棟に再度入院した場合も継続される。**

「神経難病等(*)」に含まれるもの

脊髄損傷、筋ジストロフィー、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病関連疾患((1)進行性核上性麻痺、(2)大脳皮質基底核変性症、(3)パーキンソン病(ホーエンヤール分類ステージⅢ度以上かつ生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のもの))、ハンチントン病、多系統萎縮症((1)線条体黒質変性症、(2)オリブ橋小脳萎縮症、(3)シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病((1)クロイツフェルト・ヤコブ病、(2)ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、(3)致死性家族性不眠症)、亜急性硬化性全脳炎、仮性球麻痺、脳性麻痺

19

特殊疾患療養病棟入院料に関する措置(2)

□ 夜勤の基準に関する経過措置

平成18年6月30日時点において特殊疾患療養病棟入院料を算定している療養病棟については、**同年9月30日までの間は月平均夜勤時間数72時間以下の要件を満たさなくともよいこととする。**

□ 基本食事療養費に関する経過措置

平成18年6月30日時点において特殊疾患療養病棟入院料を算定している療養病棟については、平成20年3月31日までの間は基本食事療養費(I)における**適時の要件をみたさない場合にも基本食事療養費(I)を算定できる。**

20